

旭川市環境基本計画
【第2次計画・改訂版】（第3版）
（案）

【目 次】

第1章 計画改訂の基本的事項

1	計画見直しの趣旨と背景	1
2	計画の位置付けと性格	2
3	この計画で対象とする環境の範囲	3
4	計画の期間	3
5	計画の構成及び見直しの方向性	4
6	持続可能な開発目標（SDGs）との関係	4

第2章 環境の保全と創造に関する目標

1	環境の将来像	5
2	環境目標	6
3	施策体系	7

第3章 環境の保全と創造に関する施策

1	循環型社会の形成 —物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち—	8
	（1）ごみの減量・資源化の推進	
	（2）安全・適正なごみ処理の推進	
	（3）バイオマスの利活用の推進	
2	地球環境の保全 —市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち—	11
	（1）地球温暖化対策の推進	
	（2）その他の取組	
3	自然環境の保全 —豊かな水や緑とともに生きるまち—	14
	（1）豊かな緑の保全	
	（2）自然とのふれあいの推進	
	（3）生物多様性の保全	
	（4）地域固有の自然資源の保全・活用	
4	都市環境の形成 —身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち—	17
	（1）身近な緑や水辺の保全・創造	
	（2）環境美化の推進	
	（3）環境にやさしい都市の創造	

5	生活環境の保全 —良好な大気，水，土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち— … 20	
	（1）大気，水など生活環境の保全	
6	環境に配慮する人の育成 —環境に配慮し行動する人をつくるまち— …………… 23	
	（1）環境の保全と創造に向けた参加・行動	

第4章 配慮指針

1	市民の配慮事項…………… 25
2	事業者の配慮事項…………… 26
3	市の配慮事項…………… 28

第5章 計画推進体制と進行管理

1	計画の推進体制…………… 29
2	計画の進行管理…………… 29
3	市民意見の反映…………… 29
4	計画の見直し…………… 29

資料編

1	（省略しています）…………… 30
2	（省略しています）…………… 30
3	用語解説…………… 31

コラム

・	脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」…………… 5
・	「海洋ごみ」について ～海のない旭川でできること～ …………… 10

第1章 計画改訂の基本的事項

1 計画見直しの趣旨と背景

本市では、健全で良好な環境の保全と創造を掲げた「旭川市環境基本条例」の基本理念に基づき、平成28年3月に旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】を策定、また令和2年1月には中間見直しを行って様々な施策を展開してきました。

この間、パリ協定や国際機関等での報告を受けて、世界各国でカーボンニュートラルを目指す動きが広がり、我が国でも令和2年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言し、脱炭素社会の形成に向けた各種取組が推進されるとともに、環境政策による経済的・社会的課題の同時解決がより一層求められるようになりました。

また、本市は、大雪山から連なる山並みに抱かれた、石狩川と多くの支流が合流する自然が豊かなまちであり、この恵まれた特性を生かすため、より一層の自然環境の保全と適正な利用を図ることが求められています。

環境基本計画に基づくこれまでの取組により、大気や水質に関する環境基準などの目標はおおむね達成されており、ごみ、温室効果ガスの排出量削減についても進んでいます。また、令和3年には「旭川市ごみ処理施設整備基本方針」を策定し、ごみ処理施設整備の方向性の整理を行い、計画的かつ着実な施設の整備・更新に取り組むこととしました。

一方で、国を挙げての温室効果ガスの大幅な削減や、道内でのヒグマ出没による人身事故の発生など、新たな課題への対応が必要となっています。

こうした社会情勢の変化や本市の特性、計画の進捗状況などを考慮し、本市のまちづくりの基本となる旭川市総合計画の見直しに合わせて、令和6年度以降の環境施策の基本的な展開方向を修正するため、旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】(第2版)の見直しを行いました。

【環境行政に関連した主な動向】

令和元年(2019年)	10月	国が「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」を施行
令和2年(2020年)	1月	旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】(第2版)へ改版
	6月	国が「大気汚染防止法」を改正
	7月	新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】(第2版)へ改版
	10月	国が「2050年カーボンニュートラル」を宣言
令和3年(2021年)	6月	国が「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」を改正
	10月	「ゼロカーボンシティ旭川」を表明
令和4年(2022年)	3月	旭川市気候変動適応計画を策定
	4月	国が「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環法)」を施行
	5月	国が「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律(外来生物法)」を改正
令和5年(2023年)	3月	旭川市食品ロス削減推進計画を策定

2 計画の位置付けと性格

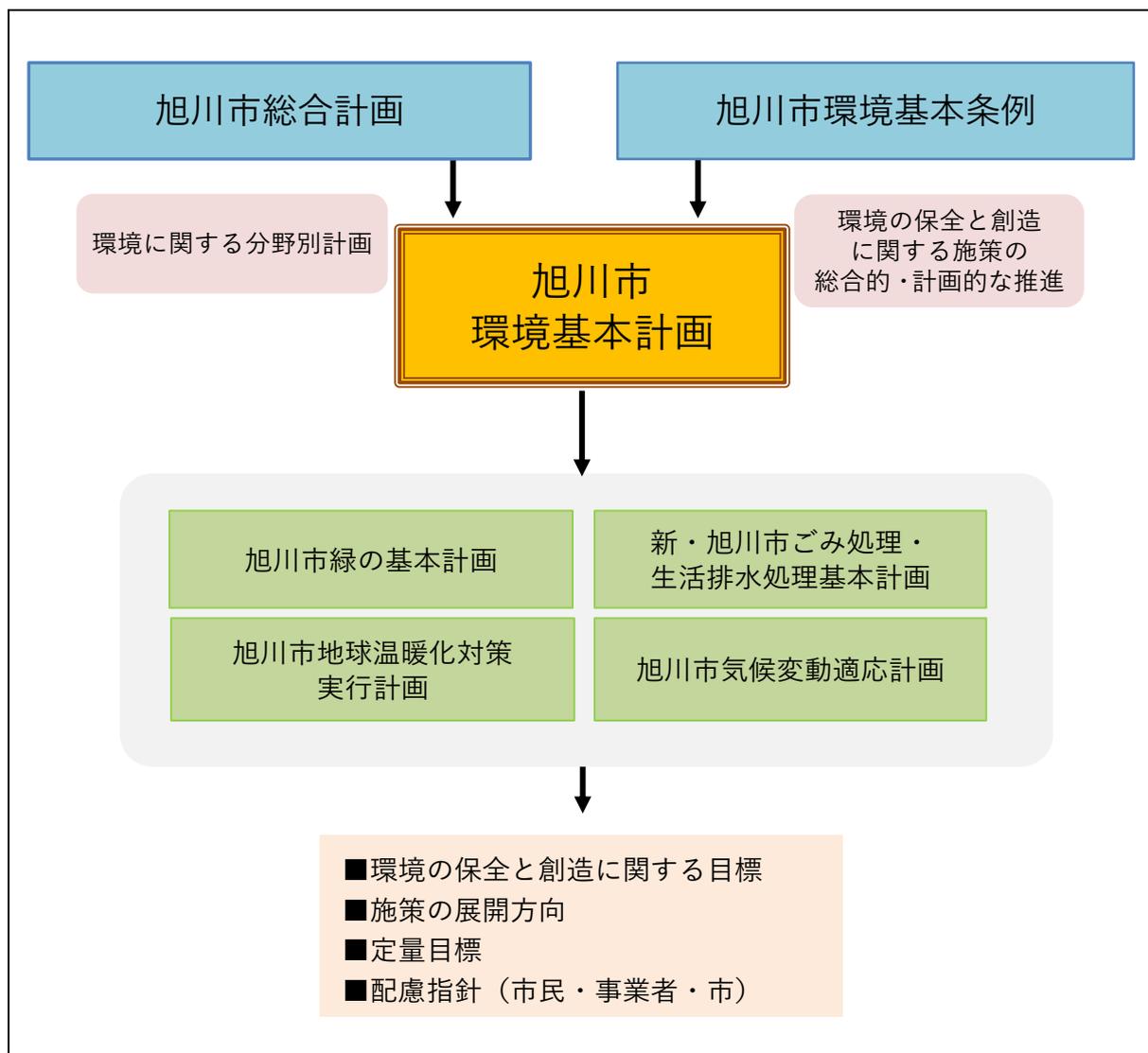
本計画は、旭川市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全と創造に関する目標や総合的な施策の方向、配慮の指針などを定めています。

本計画では、現在の環境問題を巡る様々な動向や計画の進捗状況などを考慮して、21世紀半ばを見据えた長期的な目標を掲げるとともに、目標の達成に向け、計画期間内に展開する施策の基本的事項を示しています。

また、本市のまちづくりの基本となる旭川市総合計画の分野別計画であるとともに、環境政策に関する基本的な計画として位置付けられており、環境に関する他の個別計画は、本計画との整合を図りながら推進されます。

なお、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の枠組みである「第五次環境基本計画」や、北海道の特性を踏まえた「北海道環境基本計画〔第3次計画〕」との整合についても考慮しています。

【計画のイメージ】



3 この計画で対象とする環境の範囲

旭川市環境基本条例第7条に規定する施策の基本方針を踏まえるとともに、国や道の環境基本計画との整合を考慮し、次の分野を本計画で対象とする「環境」の範囲とします。

<p>○循環型社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆廃棄物の減量化 ◆資源の循環的な利用 	<p>○地球環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地球温暖化対策 ◆オゾン層破壊の防止 ◆酸性雨対策 ◆グリーン購入 
<p>○自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆生物多様性の確保 ◆多様な森林・緑地・水辺地の保全 	<p>○都市環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆身近な緑や水辺とのふれあい ◆潤いと安らぎの確保 
<p>○生活環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆大気、水、土壌などの良好な状態の保持 	

4 計画の期間

地球温暖化対策や生物多様性保全などの長期的な視点に立つとともに、第8次旭川市総合計画をはじめとした関連計画との整合性や一体的な進行管理を図るため、平成28年度から令和9年度までの12年間を本計画の期間としています。

4年ごとに、社会情勢の変化や環境問題に係る動向、計画の進捗状況などを踏まえ、計画の見直しを行うことを原則としていることから、今回、2回目となる見直しを行いました。

5 計画の構成及び見直しの方向性

(1) 計画の構成

本計画は、環境の保全と創造に関する長期目標（第2章）、総合的な施策の方向（第3章）、配慮指針（第4章）、計画の推進体制と進行管理（第5章）で構成されています。

(2) 見直しの方向性

計画の根幹となる環境の将来像及び環境目標については維持しつつ、環境行政を取り巻く状況の変化に対応する見直しを行います。

《今回の主な見直し内容》

- ・「プラスチック資源循環法」の施行に伴い、施策の展開方向の項目を追加しました。
- ・「新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画」の改訂の内容を踏まえ、リサイクル率の定量目標値等を変更しました。
- ・「地球温暖化対策推進法」が改正、本市も『ゼロカーボンシティ』を表明、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すために施策の展開方向や定量目標値等を変更しました。
- ・「外来生物法」の改正に伴い、防除対策の対象に条件付き特定外来生物のアカミミガメを追加しました。
- ・「大気汚染防止法」の改正に伴い、アスベスト飛散防止対策の施策の展開方向の項目を修正しました。

6 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、地球環境や気候変動に配慮しながら、持続可能な暮らしや社会を営むために、世界各国の政府や企業を含めたあらゆる立場の人々が解決すべき目標として設定されました。「貧困をなくそう」「気候変動に具体的な対策を」などの17の目標と、それらの目標を実現するための169のターゲットで構成されています。

本書では、第3章「環境の保全と創造に関する施策」のそれぞれの環境目標において、関連するSDGsの主な目標を併記しました。



第2章 環境の保全と創造に関する目標

1 環境の将来像

健全で良好な環境の保全と創造を実現するため、21世紀半ばを展望し、本市の目指す環境の将来像とそのイメージを示します。

豊かな水や緑と北国の暮らしが調和する 環境にやさしいまち あさひかわ

旭川の自然を特徴づける川や山並みの緑、そこに生きる多様な生物の営みなど、本市のすぐれた自然環境の適正な保全が図られ、市民はより豊かな生活を維持しつつ持続可能な社会を求める傾向がより一層強まり、市民一人ひとりが環境に配慮した行動を心がけています。

また、事業者は、環境に配慮した事業活動を積極的に推進し、さわやかな空気、清涼な水が維持されるとともに、様々な物質の循環が良好に保たれながら、農林業や観光など様々な産業が活発になっています。

これらの市民や事業者などの取組が、歴史・風土を生かした北国らしい快適な暮らしと調和しながら、このすばらしい環境を将来の世代の人たちに引き継いでいます。

Column

脱炭素につながる **新しい豊かな暮らし** を創る **国民運動**



カーボンニュートラルの実現に向けて、新しい暮らしを後押しする「デコ活」が始まりました。10年後、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしを提案しています。

デコ活アクション ～まずはここから～

デ 電気も省エネ 断熱住宅
(電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)

コ こだわる楽しさ エコグッズ
(LED・省エネ家電などを選ぶ)

カ 感謝の心 食べ残しゼロ
(食品の食べ切り、食材の使い切り)

ツ つながるオフィス テレワーク
(どこでもつながれば、そこが仕事場に)

出典：環境省 HP

2 環境目標

環境の将来像「豊かな水や緑と北国の暮らしが調和する環境にやさしいまちあさひかわ」を実現するため、6つの環境目標と施策の推進方向を示します。

(1) 物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち

○市民が自らの生活スタイルや大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、循環型社会を形成することで、将来の世代に良好な環境を引き継いでいくことができるまちを目指します。

(2) 市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち

○便利さのみを追い求めることなく、市民一人ひとりの行動が地球環境問題に結びついていることを意識し、地域から主体的に省エネルギーなどに取り組むまちを目指します。

(3) 豊かな水や緑とともに生きるまち

○「川のまち旭川」、「山並みに囲まれたまち旭川」の特徴ある自然環境を守り、育て、ふれあい、そこに生息する多様な生き物と共生するまちを目指します。

(4) 身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち

○緑豊かな美しいまちが形成され、都市機能と自然が調和した、市民が全国に誇ることができる快適なまちを目指します。

(5) 良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち

○さわやかな空気、清涼な水など環境を良好な状態に保ち、化学物質などによる汚染を防止して、市民が健康で安全・安心に暮らせるまちを目指します。

(6) 環境に配慮し行動する人をつくるまち

○環境の保全と創造に向けて、市民・市民団体・事業者・行政が連携して、環境に配慮した行動ができる人づくりに取り組むまちを目指します。

3 施策体系

環境目標	施策の展開方向	定量目標
<p>1 循環型社会の形成</p> <p>物質循環が良好に保たれ環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量・資源化の推進 ・安全・適正なごみ処理の推進 ・バイオマスの利活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ総排出量 ・リサイクル率
<p>2 地球環境の保全</p> <p>市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進 ・その他の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量 ・省エネに努めている市民の割合
<p>3 自然環境の保全</p> <p>豊かな水や緑とともに生きるまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな緑の保全 ・自然とのふれあいの推進 ・生物多様性の保全 ・地域固有の自然資源の保全・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全活動等団体数 ・民有地における森林経営計画面積の認定率 ・対策に取り組んでいる特定外来生物の割合
<p>4 都市環境の形成</p> <p>身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な緑や水辺の保全・創造 ・環境美化の推進 ・環境にやさしい都市の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続性のある緑地の面積 ・緑被率 ・緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合
<p>5 生活環境の保全</p> <p>良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水など生活環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準達成度 大気環境基準 (6項目) 水質環境基準 (2項目) 一般環境基準 (1項目) ダイオキシン類 (5項目)
<p>6 環境に配慮する人の育成</p> <p>環境に配慮し、行動する人をつくるまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全と創造に向けた参加・行動 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した行動に取り組む市民の割合

第3章 環境の保全と創造に関する施策

1 循環型社会の形成



－物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち－

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市全体のごみ排出量は、減少傾向にあり、家庭ごみ、事業系ごみは共に減少しています。 ○リサイクル率は令和元年度以降は横ばいで推移しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品ロス削減やプラスチック資源循環など新たな課題への対応 ○事業系ごみの分別の徹底と資源化の促進 ○廃棄物の適正処理の推進 ○ごみ処理過程で発生するエネルギーの有効活用

目指す姿

市民は、できるだけごみを出さず、物を修理して大切に使い、資源になるものは分別し、ごみを出す際にはルールを守っています。

また、事業者は、事業活動に伴う廃棄物の発生を抑え、発生した廃棄物については資源としての有効利用や適正処理を進めるほか、自らの商品が消費された際に発生するごみを減らすように努めています。

こうした3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組や適正処理の確保によって、ごみの排出が抑えられるとともに、ごみを処理する際に発生するエネルギーの有効利用が進められています。

施策の展開方向

- (1) ごみの減量・資源化の推進
 - 家庭ごみの発生、排出抑制の推進
 - 事業系ごみの発生、排出抑制及び循環的利用の推進
 - プラスチック資源循環の計画的な推進
 - 普及啓発の推進
- (2) 安全・適正なごみ処理の推進
 - 清掃工場、廃棄物処分場の適正管理の徹底とエネルギーの有効活用
 - 市民・事業者との連携・協働によるごみ処理体制の充実
 - ごみ処理施設整備の推進
 - 産業廃棄物排出事業者や許可業者に対する監視、指導の徹底
- (3) バイオマスの利活用の推進
 - 本市の緑豊かな森林資源を生かした木質系のバイオマス利活用の推進
 - バイオマス利用に関する普及啓発の推進

【施策の展開方向】**(1) ごみの減量・資源化の推進**

- 家庭ごみの発生，排出抑制の推進
 - ・ 3R【リデュース（発生・排出抑制），リユース（再使用），リサイクル（再生利用）】の取組とともに，リフューズ（断る），リペア（修理）&ロングユース（長期使用）や，食品ロス削減などの取組を進めることで，日常生活におけるごみの発生，排出の抑制を図ります。
- 事業系ごみの発生，排出抑制及び循環的利用の推進
 - ・ 事業者が排出者としての責任を認識し，率先して減量・資源化に取り組むような意識啓発を図ります。
 - ・ 事業系ごみの増加要因を把握し，排出抑制に向けた効果的な取組を推進します。
- プラスチック資源循環の計画的な推進
 - ・ プラスチック廃棄物の再資源化に向けた取組などの資源循環をより一層促進します。
- 普及啓発の推進
 - ・ 環境イベントの開催や学習機会の充実，パンフレットの配布など，ごみの減量・資源化の意識と行動の定着・持続・向上を図ります。

(2) 安全・適正なごみ処理の推進

- 清掃工場，廃棄物処分場の適正管理の徹底とエネルギーの有効活用
 - ・ 循環的利用に適さない廃棄物については，清掃工場（焼却施設），廃棄物処分場（埋立施設）における適正処理を徹底し，周辺環境の保全を図るとともに，処理過程で発生するエネルギーを有効に活用していきます。
- 市民・事業者との連携・協働によるごみ処理体制の充実
 - ・ 市民，町内会，事業者，市民団体等と連携し，ごみステーションの設置や適正管理，排出ルールの徹底，資源物の回収ルートの確保など，ごみ処理体制の充実を図ります。
- ごみ処理施設整備の推進
 - ・ 安全かつ安定的なごみ処理体制を維持するため，ごみ処理施設の整備・更新を推進します。
- 産業廃棄物排出事業者や許可業者に対する監視，指導の徹底
 - ・ 排出事業者，収集運搬業や処分業の許可業者，処理施設に対する監視，指導を徹底し，産業廃棄物の安全かつ適正な処理の確保と生活環境の保全に努めます。
 - ・ 普及啓発やパトロールを実施し，不法投棄や不適正処理の防止に努めます。

(3) バイオマスの利活用の推進

- 本市の緑豊かな森林資源を生かした木質系のバイオマス利活用の推進
 - ・ 豊かな森林資源を有する地域特性を生かし，間伐材などを木質バイオマスボイラーの燃料として活用します。
- バイオマス利用に関する普及啓発の推進
 - ・ 生ごみの焼却や化石燃料の使用に伴う環境負荷の低減を図るため，生ごみ堆肥化の取組強化や木質バイオマス燃料の利用促進などの普及啓発を行います。

定量目標

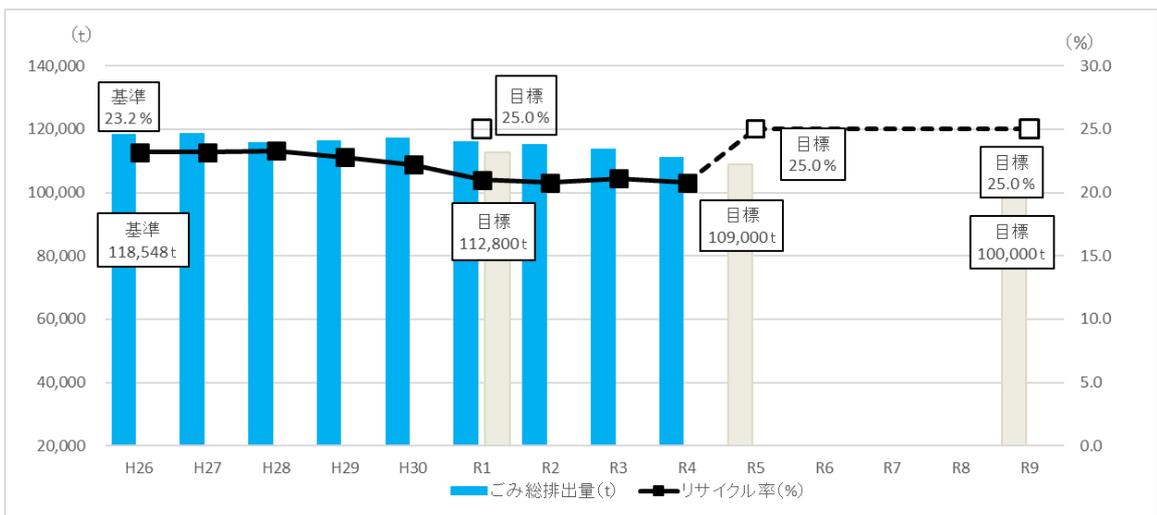
○ごみ総排出量

○リサイクル率

令和9年度目標値
100,000 t

令和9年度目標値
25.0 %

指標の名称	基準値 (H26)	実績値 (R1)	第1期目標値 (R1)	実績値 (R4)	第2期目標値 (R5)	最終目標値 (R9)
ごみ総排出量	118,548 t	116,108 t	112,800 t	111,187 t	109,000 t	100,000 t
リサイクル率	23.2%	21%	25.0%	20.8%	25.0%	25.0%



Column

「海洋ごみ」について ~海のない旭川でできること~

国内に起因する漂着ごみは、陸で発生した生活ごみが多く含まれており、川などの水の流れによって海に流れ着いています。

人工物のごみで一番多いのはプラスチックごみで海岸に漂着する人工ごみの42%と言われています。私たちが海洋ごみを減らすためには

- ・ごみの適正な分別やポイ捨ての禁止
- ・3R【ごみの量を減らす (Reduce) 繰り返し使う (Reuse) 再び利用する (Recycle)】の取組 などがあります。

マイクロプラスチックとは・・・紫外線や水流で粉々に砕け、5mm未満まで小さくなったもののことです。海中の有害物質を取り込んだマイクロプラスチックを食べた魚の体内に蓄積されると言われ、生物に影響を与えています。



※【環境省 HP 平成 29 年度漂着ごみ対策総合検討業務】

2 地球環境の保全



ー市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまちー

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○世界平均気温は工業化前(1850年)と比べて1.09℃上昇し、世界平均海面水位も1901年から2018年の間に0.2m上昇しました。 ○昨今の自然災害の頻発や気温上昇などの気候変動問題に対応するため、国は令和2年10月に、2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。本市も、令和3年10月に「ゼロカーボンシティ旭川」を表明しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の温室効果ガス排出量は民生家庭部門、民生業務部門、産業部門、運輸部門の4部門が大部分を占めており、全国や北海道の構成比と比較すると、特に民生家庭部門と民生業務部門の排出割合が高くなっています。 ○これまで進めてきた地球温暖化対策をさらに強化し、「ゼロカーボンシティ旭川」の実現に向けた取組を加速化させる必要があります。



目指す姿

市民、事業者、行政が気候変動問題を認識しており、地球温暖化対策の必要性が浸透しています。

本市の特性を踏まえた省エネルギーにつながる行動や設備導入、再生可能エネルギーの利用や設備導入など、脱炭素社会の実現に向けた具体的な取組が進んでいます。

施策の展開方向

- (1) 地球温暖化対策の推進
 - 地球温暖化対策に向けた実行計画の策定と実践
 - ゼロカーボン実現への意識改革・行動変容
 - 省エネルギーの徹底
 - 再生可能エネルギーの導入促進
 - 地産地消の推進による農産物の輸送エネルギー削減対策
 - 温室効果ガスの吸収源対策
 - 環境負荷の低減を意識した、長期的・総合的な都市空間の形成
 - 環境にやさしい、市民が使用しやすい公共交通体系の整備
- (2) その他の取組
 - オゾン層保護、酸性雨対策
 - グリーン購入

【施策の展開方向】

(1) 地球温暖化対策の推進

○地球温暖化対策に向けた実行計画の策定と実践

- ・旭川市地球温暖化対策実行計画により温室効果ガス排出量の削減目標を定め、計画的に取組を進めるとともに、市役所自らが地球温暖化対策を率先して実行します。

○ゼロカーボン実現への意識改革・行動変容

- ・環境問題を生活の一部と捉え、環境に配慮した取組が豊かな生活や世界への貢献につながるものであることを認識し、自主的に行動するため、市は『デコ活』の宣言など、ゼロカーボン実現へ向けて取組を実践するとともに、市民へ啓発を行い、意識改革・行動変容の促進を図ります。

○省エネルギーの徹底

- ・資源の有効活用や光熱費の軽減などを図るため、家庭や事業所における省エネの普及、促進に努めます。

○再生可能エネルギーの導入促進

- ・温室効果ガスの排出削減や災害時対応などに役立つ太陽光発電、バイオマスの利活用、雪氷冷熱、地中熱など、地域の特長を生かした再生可能エネルギーの導入促進に努めます。

○地産地消の推進による輸送エネルギー削減対策

- ・地元の木材や農産物などを積極的に消費する地産地消を推進し、遠方から取り寄せるためのエネルギーを削減します。

○温室効果ガスの吸収源対策

- ・市有林の整備を進めるとともに、森林環境譲与税を活用して民有林の整備と地域材の利活用を促進します。

○環境負荷の低減を意識した、長期的、総合的な都市空間の形成

- ・コンパクトで効率的な都市づくりを進めるとともに、限られた資源やエネルギーを効率よく使うまち「スマートコミュニティ」を実現し、都市生活の快適さを保ちながら、環境負荷の低減を目指します。

○環境にやさしい、市民が使用しやすい公共交通体系の整備

- ・バスの利便性を向上させるなど、自動車に依存せずに生活できる総合的な公共交通体系の充実に努めるとともに、バスや鉄道、自転車、徒歩などを目的に応じて使い分けるなど、スマートムーブの普及啓発を推進します。

(2) その他の取組

○オゾン層保護、酸性雨対策

- ・フロン排出抑制法の規定に基づく対策を進め、フロン類使用機器の適正な管理やフロン類の回収及び適正処理を促進します。
- ・酸性雨の主な原因である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出について、工場、事業場に対する立入検査や監視指導を徹底するなど、排出削減に努めます。

○グリーン購入

- ・環境に配慮した物品等の調達に努め、環境負荷の少ない持続可能な社会構造への転換を進めます。

定量目標

○温室効果ガス排出量

○省エネに努めている市民の割合

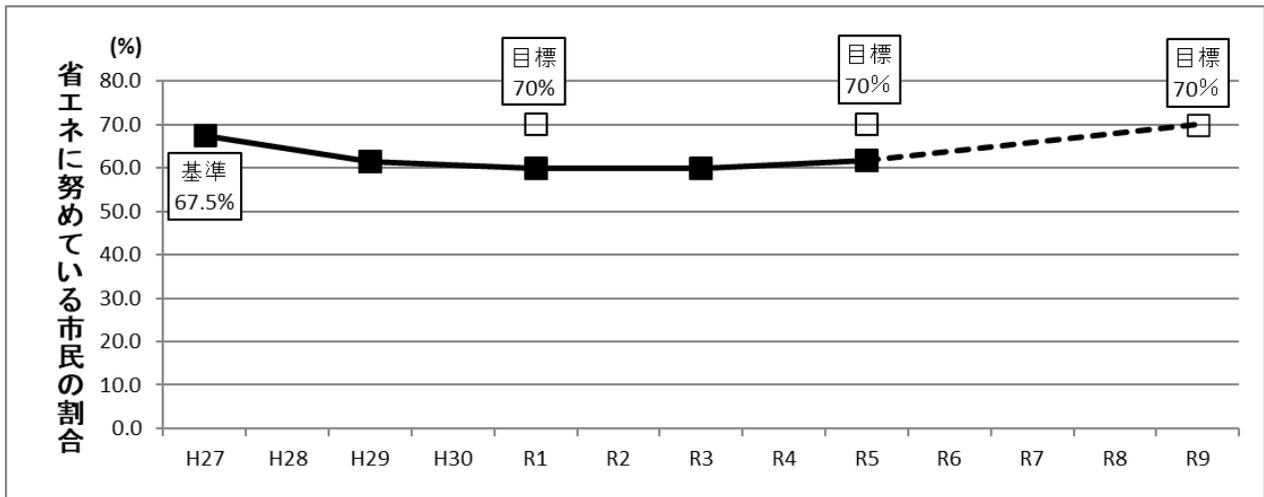
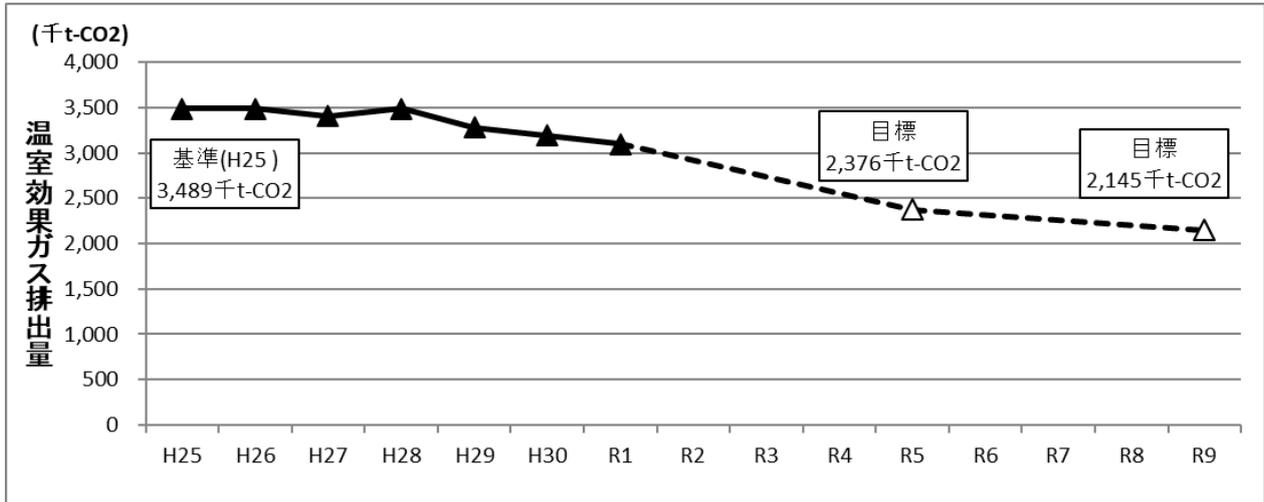
令和9年度目標値

2,145 千 t-CO2

令和9年度目標値

70.0%

指標の名称	基準値	実績値	第1期目標値 (R1)	第2期目標値 (R5)	最終目標値 (R9)
温室効果ガス排出量	3,489 千 t-CO2 (H25)	3,099 千 t-CO2 (R1)	-	2,376 千 t-CO2 (R5)	2,145 千 t-CO2
省エネに努めている市民の割合	67.5% (H27)	61.7% (R5)	70%	70%	70%



3 自然環境の保全



－豊かな水や緑とともに生きるまち－

現 状

- 動植物の詳細な調査が30年以上行われておらず、地球温暖化や外来種の影響も含め、現在の生物多様性が科学的に評価されていません。
- ヒグマやエゾシカの出没が増加し、生活環境や農林業に被害が生じています。
- アライグマの捕獲数が増加しており、生態系への影響や農業被害の悪化に加え、都市部への侵入及び定着が懸念されています。

課 題

- 豊かな自然や在来動植物の適正な保護と管理
- 農用地や水辺地の保護、及びこれらを含む雄大な景観の魅力を高める取組の推進
- 生態系などへの影響が懸念される外来種対策の強化



目指す姿

「川のまち」の重要な水源地であり、安全で安心な農産物をはじめとした産業の基盤でもある豊かな自然環境が保全され、その恵みから市民が潤いや安らぎを感じています。

また、適正な保護管理の下でエゾシカやヒグマなどによる被害の防止や身近な野生生物との共存が図られ、アライグマなどの侵略的外来種から本来の自然環境を守り将来世代に伝えていく取組が、市民や事業者など様々な主体との協働で行われています。

さらには、大雪山に連なる山並みなどの自然と周辺農地が調和した景観が確保され、市民が郷土の自然に愛着を感じています。

施策の展開方向

- (1) 豊かな緑の保全
 - 森林、河川などすぐれた自然環境の保全
 - 大雪山に連なる山並みと周辺農地からなるすぐれた自然景観の保全
 - 嵐山や旭山、突哨山など、身近な自然環境の保全
- (2) 自然とのふれあいの推進
 - 環境緑地保護地区やふれあいの森、嵐山など、自然とのふれあいの場の確保
- (3) 生物多様性の保全
 - 計画的な生物多様性保全の推進
 - 地域連携と協働による生物多様性保全の推進
 - 人と野生生物の共存
- (4) 地域固有の自然資源の保全・活用
 - 世界自然遺産登録を視野に入れた取組
 - ジオパーク構想の推進を視野に入れた取組

【施策の展開方向】

(1) 豊かな緑の保全

- 森林、河川などすぐれた自然環境の保全
 - ・森林は様々な動植物の生息場所であるほか、雨水を蓄える水源林として、洪水の発生や土砂の流出を防ぐ役割も持っています。国などの関係機関と連携し、様々な役割を持つ天然林や河川・河畔林の保全、民有林の整備に努めます。
- 大雪山に連なる山並みと周辺農地からなるすぐれた自然景観の保全
 - ・食料生産のほか、田畑の貯水作用や市街地への野生鳥獣の出没抑制、良好な景観の維持など、様々な環境保全機能を持っている農地を保全するため、森林及び農村環境の基盤整備を推進します。
- 嵐山や旭山、突哨山など、身近な自然環境の保全
 - ・市街地を囲むように位置し、質の高い自然環境を有する嵐山や旭山、突哨山などの保全を進めます。

(2) 自然とのふれあいの推進

- 環境緑地保護地区やふれあいの森、嵐山など、自然とのふれあいの場の確保
 - ・市民が自然を身近に感じられる場の保全・整備及び維持管理に努めるとともに、自然観察会など 豊かな自然を体感できる機会の提供に努めます。

(3) 生物多様性の保全

- 生息調査の継続的な実施
 - ・市民、自然環境保全活動団体、専門家や学術研究機関などと連携協力し、野生生物の生息状況の調査や関連情報の継続的な収集を行い、状況把握に努めます。
- 協働による取組の推進
 - ・市民や自然環境活動保全団体、事業者と連携・協働して取り組むことにより、生物多様性の重要性について、理解と普及啓発を図ります。
- 侵略的外来種の防除
 - ・新たな侵略的外来種の定着防止に努めるとともに、定着を確認している特定外来生物（アライグマ、アメリカミンク、セイヨウオオマルハナバチ、ウチダザリガニ、オオハンゴンソウ、及び条件付特定外来生物のアカミミガメ）また、北海道の指定外来種であるアズマヒキガエルの防除等の対策を推進します。
- 人と野生生物の共存
 - ・生物多様性の保全の視点を踏まえつつ、野生鳥獣による被害対策に取り組みます。特に社会的影響が大きいヒグマについては、市街地への侵入抑制対策を行うとともに生息状況を把握し、人里への出没抑制や農業被害の軽減に向けた取組を推進します。
 - ・野生動物の生態に関する情報発信を行うとともに、餌付けはしない等の野生動物との適切な関係を保つ意識の定着に努めます。

(4) 地域固有の自然資源の保全・活用

- 世界自然遺産登録を視野に入れた取組
 - ・関係機関と連携しながら、大雪山国立公園の貴重な自然環境の保全など、世界自然遺産登録の可能性を視野に入れた資質の維持に努めます。
- ジオパーク構想の推進を視野に入れた取組
 - ・神居古潭峡谷の地質や地形を基盤とした貴重な自然環境を保全するとともに、地域資源として活用を図るため、ジオパーク構想に対する市民全体の理解及び意識の向上を図りながら、市民と連携した活動に取り組みます。

定量目標

○自然環境保全活動等
団体数

○民有林における森林経営
計画面積の認定率

○対策に取り組んでいる
特定外来生物の種の割合

令和9年度目標値

32 団体

令和8年度目標値

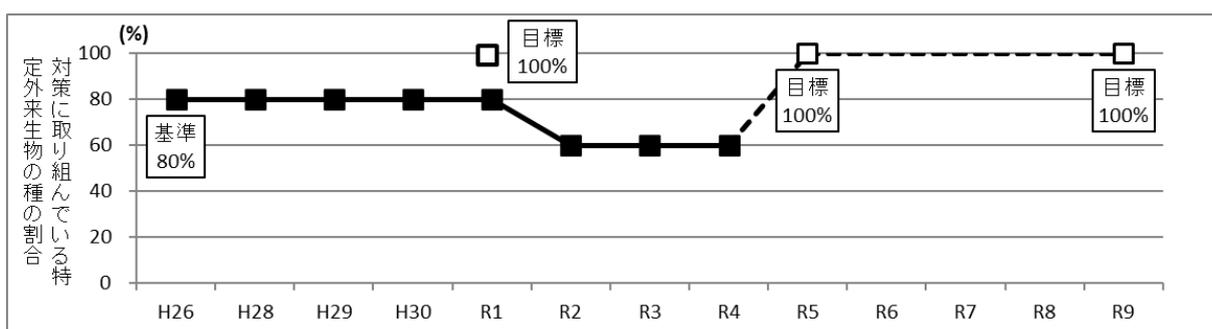
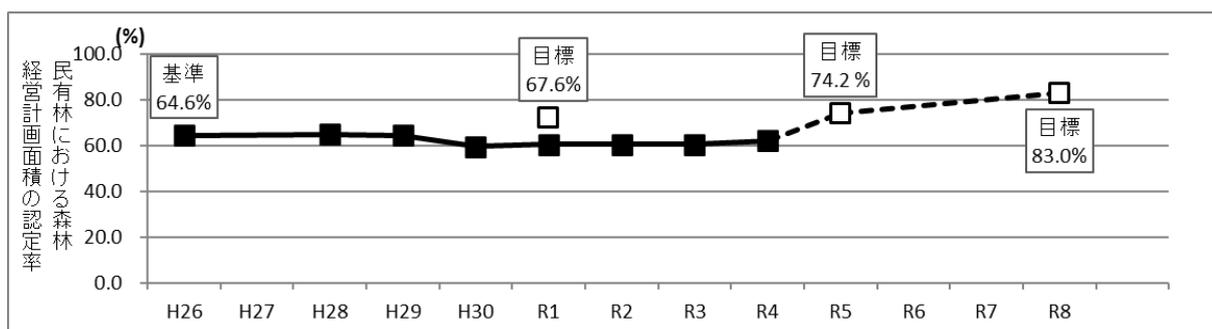
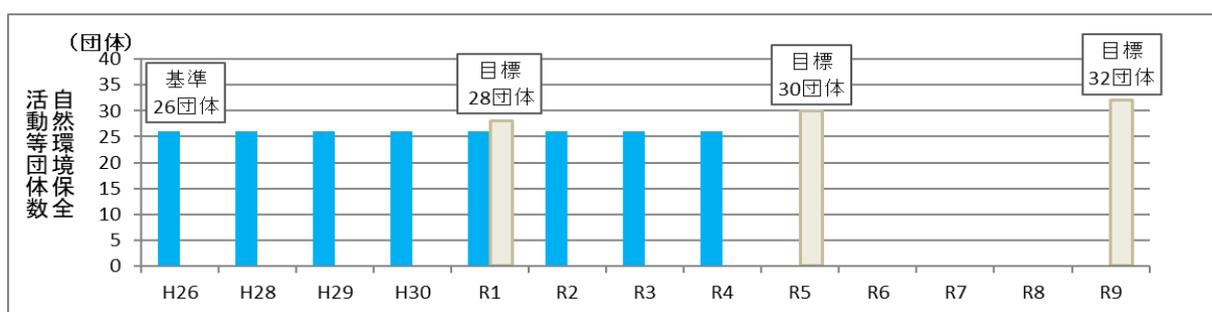
83.0%

令和9年度目標値

100%

※ 『民有林における森林経営計画面積の認定率』については、「北海道森林吸収源対策推進計画」(H30)との整合から指標を共有し、同計画の目標値(R8)を本計画の最終目標値とします。

指標の名称	基準値 (H26)	実績値 (R1)	第1期 目標値 (R1)	実績値 (R4)	第2期 目標値 (R5)	最終 目標値
自然環境保全活動等 団体数	26 団体	26 団体	28 団体	26 団体	30 団体	32 団体 (R9)
民有林における森林経営 計画面積の認定率※	64.6%	60.6%	67.6%	62.2%	74.2%	83.0% (R8)
対策に取り組んでいる特 定外来生物の種の割合	80%	80%	100%	60%	100%	100% (R9)



4 都市環境の形成



－身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち－

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○緑の質や量，利用の仕方など，緑の創出に対するニーズが多様化しています。 ○本市の自然環境の大きな特徴である河畔林の保全と，治水の確保の両立が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○川のまち・旭川の特性を生かした，連続性のある緑の創出 ○都市環境と調和した，持続可能な緑の創出



目指す姿

環境負荷を抑えた都市空間の形成が本市のすぐれた自然と調和した形で進められ，多くの市民が緑や水辺などの身近な自然とのふれあいを通じて，潤いや安らぎを感じている，全国に誇ることができる快適環境のまちとなっています。

施策の展開方向

- (1) 身近な緑や水辺の保全・創造
 - 生物多様性の拠点と連携づくり
 - 河川生態系の保全に配慮した，親水性の高いまちづくり
 - 都市部など身近な緑化の推進
- (2) 環境美化の推進
 - 市民，事業者との協働による清掃活動など環境美化の推進
- (3) 環境にやさしい都市の創造
 - 環境負荷の低減を意識した，長期的，総合的な都市空間の形成（再掲）
 - 環境にやさしい，市民が使用しやすい公共交通体系の整備（再掲）

【施策の展開方向】

(1) 身近な緑や水辺の保全・創造

- 生物多様性の拠点と連携づくり
 - ・市街地を取り囲む良質な自然地域の生物多様性を確保し、市街地の緑である都市公園や河川・丘陵地などの既存樹林との連携を図ります。
- 河川生態系の保全に配慮した、親水性の高いまちづくり
 - ・治水上の安全確保と河畔林や水辺の保全を両立し、市民が河川やその周囲の緑とふれあえる環境の整備に努めます。
- 都市部など身近な緑化の推進
 - ・身近な緑を創り出す取組として、公園樹木や街路樹の適切な管理及び剪定枝の資源化を推進するとともに、町内会や商店街などとの協働による花壇設置や事業所敷地内の緑化整備などを促進します。

(2) 環境美化の推進

- 市民、事業者との協働による清掃活動など環境美化の推進
 - ・町内会や学校などによる地域清掃活動や、地域の事業者を中心とした環境美化活動などの普及促進に努めます。

(3) 環境にやさしい都市の創造

- 環境負荷の低減を意識した、長期的、総合的な都市空間の形成（再掲）
 - ・コンパクトで効率的な都市づくりを進めるとともに、限られた資源やエネルギーを効率よく使うまち「スマートコミュニティ」を実現し、都市生活の快適さを保ちながら、環境負荷の低減を目指します。
- 環境にやさしい、市民が使用しやすい公共交通体系の整備（再掲）
 - ・バスの利便性を向上させるなど、自動車に依存せずに生活できるよう、総合的な公共交通体系の充実に努めるとともに、バスや鉄道、自転車、徒歩などを目的に応じて使い分けるなど、スマートムーブの普及啓発を推進します。

定量目標

○持続性のある緑地の面積

○緑被率

令和7年度目標値

21,100 ha

令和7年度目標値

29.0%

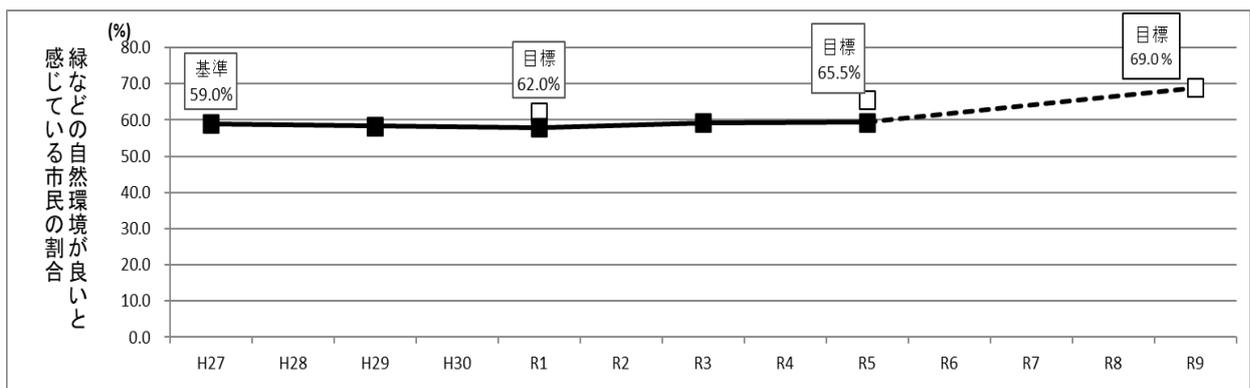
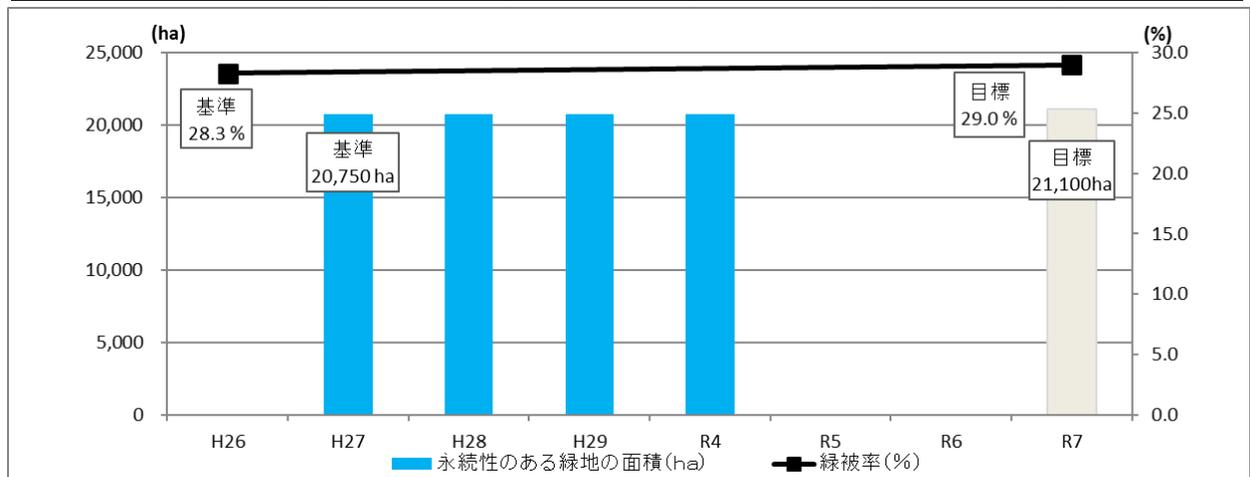
○緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合

令和9年度目標値

69.0%

※ 『持続性のある緑地の面積』『緑被率』については「第2次旭川市緑の基本計画」(H28～R17)との整合から指標を共有し、同計画の中間目標値(R7)を本計画の最終目標値とします。

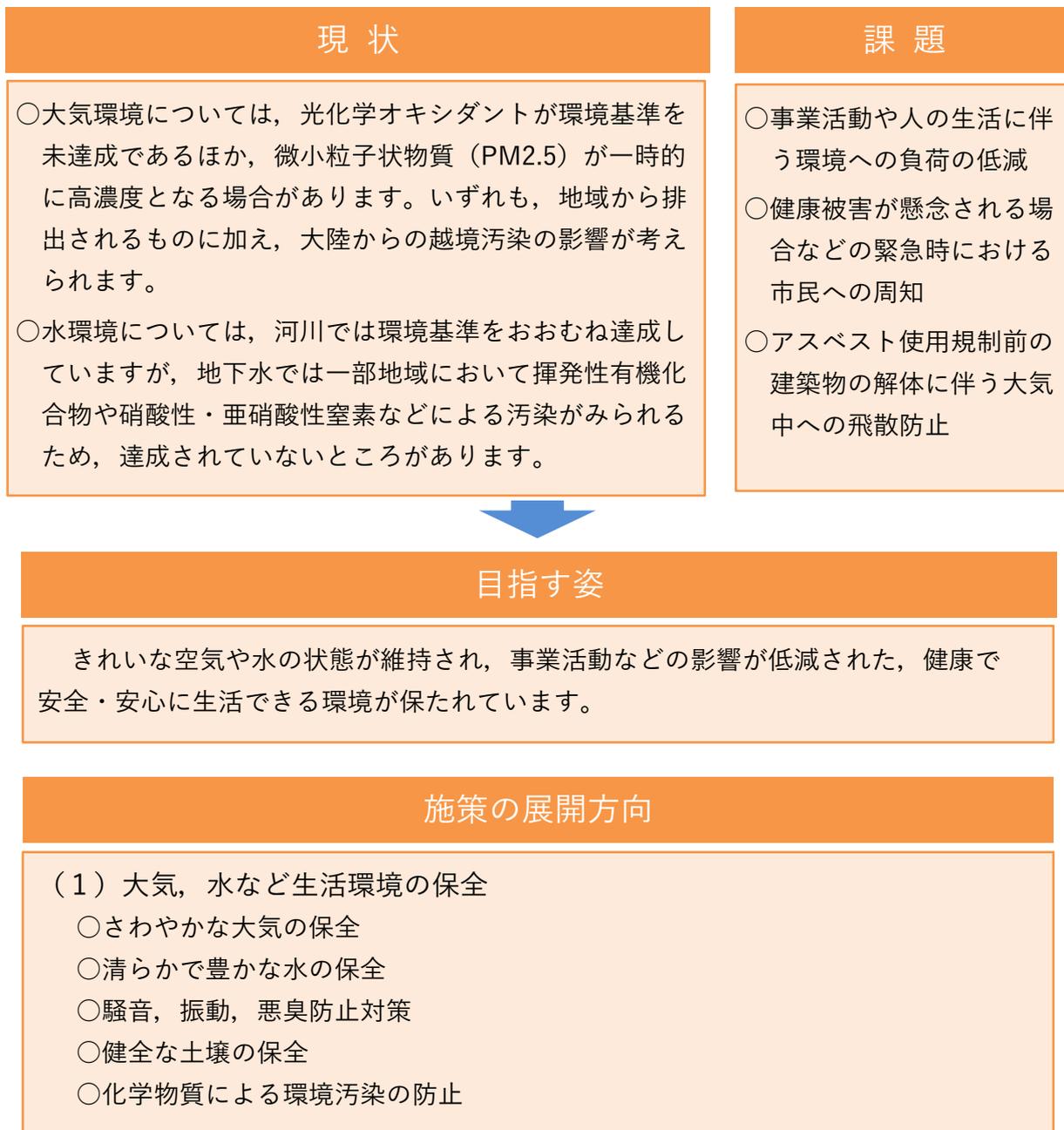
指標の名称	基準値	第1期目標値(R1)	実績値	第2期目標値(R5)	最終目標値
持続性のある緑地の面積※	20,750 ha (H27)	—	20,748 ha (R4)	—	21,100 ha (R7)
緑被率※	28.3% (H26)	—	28.3% (H26)	—	29.0% (R7)
緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合	59% (H27)	62%	59.4% (R5)	65.5%	69% (R9)



5 生活環境の保全



－良好な大気，水，土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち－



【施策の展開方向】**(1) 大気、水など生活環境の保全**

○さわやかな大気の保全

- ・大気汚染による人の健康被害を防止するため、大気汚染の状況を測定するとともに、工場、事業場に対する立入検査や監視指導を徹底します。また、人の健康への影響が懸念される大気汚染物質が高濃度となった場合、またはそのおそれがある場合には、市民の安全確保のため、迅速な周知を行います。
- ・建築物の解体工事などに伴うアスベスト粉じんの飛散防止や、建築物に使用されている吹付けアスベストなどの飛散防止対策を推進するとともに、事業者等に対し石綿の事前調査結果の報告義務化などの法改正に伴い、必要とされる新たな対応について、普及、浸透を図ります。
- ・自動車排出ガスの削減のため、環境性能に優れた自動車の普及促進に努めるとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

○清らかで豊かな水の保全

- ・河川や地下水の良好な生活環境を維持するため、水質の状況を測定するとともに、工場、事業場に対する立入検査を実施し、排水などの監視指導を徹底します。また、新たに加わった測定監視項目については、すみやかに測定を開始するなど、適切な対応に努めます。
- ・生活排水による河川などの汚濁を防ぐため、公共下水道の適正な維持管理に努めるほか、公共下水道が整備されていない地域では浄化槽の普及を推進するとともに、適切な維持管理が行われるよう浄化槽の設置者に指導します。

○騒音、振動、悪臭防止対策

- ・静穏な生活環境を維持するため、一般地域環境騒音及び自動車交通騒音・振動の測定を実施するとともに、騒音・振動発生施設の適切な操業を指導します。
- ・市民の生活環境を保全するため、工場・事業場から排出される悪臭物質濃度を測定するとともに、施設の適切な維持管理を指導します。

○健全な土壌の保全

- ・土壌汚染の原因となる有害物質を使用する事業場に対し、立入検査などを適切に実施するとともに、施設の維持管理や有害物質の管理徹底を指導します。
- ・土壌汚染が判明した場合には、土地所有者や汚染原因者に対し、汚染の除去や浄化措置の実施を求めます。

○化学物質による環境汚染の防止

- ・毒性が高いダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、河川、土壌などにおける濃度を継続的に監視するとともに、工場、事業場への立入検査などを適切に実施します。
- ・化学肥料や化学合成農薬の使用を低減したクリーン農業の推進により、安全・安心な生活環境の確保を図ります。

定量目標

○環境基準達成度（全14項目）

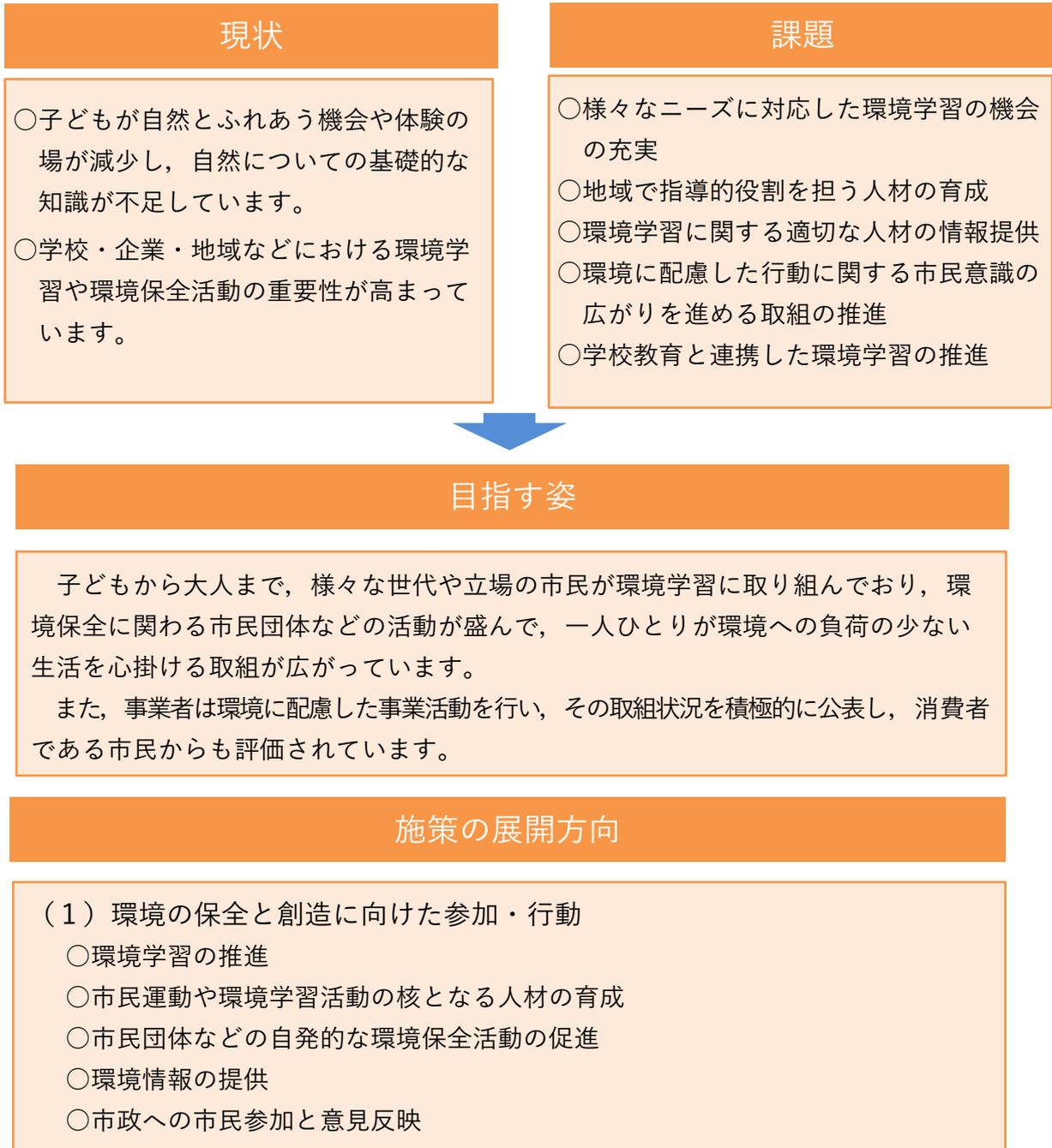
<p>大気環境（6項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 二酸化硫黄（SO₂） 二酸化窒素（NO₂） 一酸化炭素（CO） 光化学オキシダント（Ox） 浮遊粒子状物質（SPM） 微小粒子状物質（PM2.5） 	<p>水質環境（2項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物化学的酸素要求量（BOD） 人の健康の保護に関する項目
<p>一般環境騒音（1項目）</p>	<p>ダイオキシン類（5項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気 公共用水域（水質） 公共用水域（底質） 地下水 土壌

指標の名称		基準値	実績値	目第1値期	実績値	目第2値期	目最値終
		H26	R1	R1	R4	R5	R9
環境基準達成度（全14項目）	大気環境基準 （環境基本法関係）	・二酸化硫黄（SO ₂ ）	○	○	○	○	○
		・二酸化窒素（NO ₂ ）	○	○	○	○	○
		・一酸化炭素（CO）	○	○	○	○	○
		・光化学オキシダント（Ox）	×	×	○	×	○
		・浮遊粒子状物質（SPM）	○	○	○	○	○
		・微小粒子状物質（PM2.5）	×	○	○	○	○
	水質環境基準 （環境基本法関係）	・生物化学的酸素要求量（BOD）	○	○	○	○	○
		・人の健康の保護に関する項目	○	○	○	○	○
	一般環境騒音 （環境基本法関係）	・騒音	○	○	○	○	○
	ダイオキシン類 （ダイオキシン類対策特別措置法関係）	・大気	○	○	○	○	○
		・公共用水域（水質）	○	○	○	○	○
		・公共用水域（底質）	○	○	○	○	○
		・地下水	×	○	○	○	○
		・土壌	○	○	○	○	○

6 環境に配慮する人の育成



－環境に配慮し行動する人をつくるまち－



【施策の展開方向】

(1) 環境の保全と創造に向けた参加・行動

○環境学習の推進

- ・市民が気軽に参加できる学習会や体験イベントなどを開催し、環境学習への参加意欲を高めるよう努めます。
- ・環境アドバイザーの派遣や出前講座などを通じて、家庭や町内会、職場など様々な機会における市民の自発的な学習を促進します。

- ・子どもの環境学習については、河川や森林の生物多様性やアイヌの人々が実践していた自然共生の考え方、地域に適したエネルギーや適切なごみ処理の意識を育むなど、旭川の特性を生かした内容となるよう、学校、関係機関及び市民団体と連携した取組を推進します。
- ・海洋ごみやマイクロプラスチックなど社会的関心が高まっている環境に関するテーマについて、学習する機会の提供に努めます。

○市民運動や環境学習活動の核となる人材の育成

- ・環境に配慮して自ら行動する人や、環境学習の指導者として期待される人材の発掘や育成に努め、地域の環境学習や環境保全活動を促進します。

○市民団体などの自発的な環境保全活動の促進

- ・環境関係の市民団体と行政、事業者との協働により、地域における環境貢献活動や環境学習活動を実施するなど、市民団体などの自発的活動の促進に向けた支援に努めます。

○環境情報の提供

- ・環境の状況や環境保全活動の情報収集に努め、市民のニーズがあるヒグマの出没状況やごみの分別収集などの情報をインターネットや広報誌、セミナーの開催など様々な方法で提供し、環境問題に対する関心の向上を図るとともに、市民が自発的に情報を得ることができる環境の整備に努めます。

○市政への市民参加と意見反映

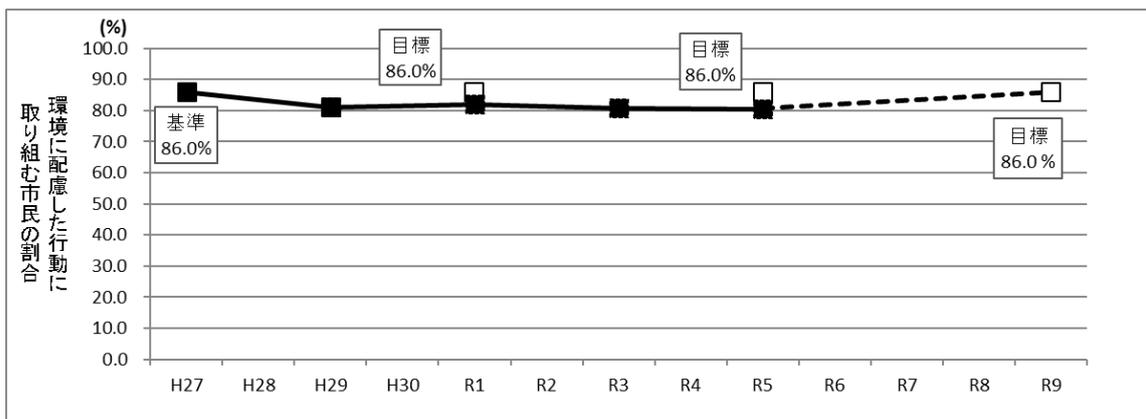
- ・旭川市環境審議会等の附属機関での審議、調査のほか、意見提出手続きを行い、環境行政への市民参加を図るとともに、市民アンケート調査から市民の環境意識を把握し、施策への反映に努めます。

定量目標

○環境に配慮した行動に取り組む市民の割合

令和9年度目標値
86.0%

指標の名称	基準値 (H27)	実績値 (R1)	第1期 目標値 (R1)	実績値 (R5)	第2期 目標値 (R5)	最終 目標値 (R9)
環境に配慮した行動に 取り組む市民の割合	86%	82.1%	86%	80.6%	86%	86%



第4章 配慮指針

環境の将来像「豊かな水や緑と北国の暮らしが調和する環境にやさしいまちあさひかわ」を実現するためには、市民、事業者、市がそれぞれの責務を認識し、環境に配慮して適切に行動していく必要があります。

本章では、市民、事業者及び市が、環境基本計画で定める環境の将来像を実現するために、それぞれの立場において行動すべき事項を示します。

1 市民の配慮事項

私たちの郷土である旭川市は、水と緑に恵まれた自然豊かなまちであり、私たち市民は、この豊かな自然を享受すると同時に、未来へ守り引き継いでいかなければなりません。

市民共通の財産である環境を守るためには、旭川市で生活する市民自身が日常生活において環境に配慮した行動をとることが重要です。

本項目では、市民が日常生活において、本市の環境を保全し、創造する上で自ら行動すべき事項を示します。

(1) 「物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち」に向けて

- ごみの発生が少ない生活を心掛けます。
 - ・買い物の際はレジ袋の利用を自粛するなど不要な包装を断ります。
 - ・製品を修理して長く大切に使います。
 - ・食材の使い切りなどにより食品ロスを減らし、生ごみは堆肥化して使用します。
- ごみの資源化に努めます。
 - ・分別を徹底し、地域のルールを守ってごみを排出します。

(2) 「市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち」に向けて

- 日常生活の中でエネルギーの効率的な利用を心掛けます。
 - ・冷暖房の適切な温度管理に努めます。
 - ・電気、ガス、水などの省エネを意識したライフスタイルを選択します。
 - ・『デコ活』をはじめとした脱炭素につながる取組をできることから実践します。
- 環境に配慮した消費活動を実践します。
 - ・製品を購入する際は、省エネルギー性能の高い機器を選びます。
 - ・住宅の高断熱化・高気密化を意識した住まいづくりを検討します。
 - ・住宅に再生可能エネルギーを利用する設備を取り付けることを検討します。
 - ・徒歩や自転車、公共交通機関を利用しての移動を心がけます。
 - ・農産物の地産地消に努めます。
 - ・エコマークなどを参考とし、環境にやさしい商品やサービスを利用します。

- ・自動車はエコドライブを心がけ、環境性能に優れた車の購入を検討します。

(3) 「豊かな水や緑とともに生きるまち」に向けて

- 自然環境や動植物の生育環境の保全に努めます。
 - ・山道や歩道以外の場所に立ち入らないようにします。
 - ・自分が出したごみは捨てずに持ち帰ります。
 - ・外来種は「入れない」「捨てない」「拡げない」を守り、防除活動などに参加します。
- 野生生物との共生・共存に努めます。
 - ・カラスやハト、キツネなどの野生動物の餌付けをしません。

(4) 「身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち」に向けて

- 身近な緑の保全に努めます。
 - ・公園の樹木や街路樹を大切にします。
 - ・身の回りの緑化や地域の植樹活動に参加します。
 - ・雑草や樹木が繁茂して生活環境が悪化しないよう、所有地の適正管理に努めます。

(5) 「良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち」に向けて

- 大気・水・土壌を良好に保つよう努めます。
 - ・石けんや洗剤は適切な量を使用します。
 - ・使用済みの油などを排水口に流さないようにします。
- 生活環境を良好に保つよう努めます。
 - ・近隣に迷惑をかけないように、生活騒音に配慮します。

(6) 「環境に配慮し行動する人をつくるまち」に向けて

- 環境について積極的に学ぶよう努めます。
 - ・環境に関するイベントやセミナーなどに参加します。
 - ・学んだ内容を家族や友人など周りの人たちと共有します。
- 環境保全活動に積極的に参加するよう努めます。
 - ・地域の清掃活動や植樹活動に参加します。

2 事業者の配慮事項

事業者は、環境関連法令を遵守することはもとより、その社会的責任を認識し、事業活動による環境への負荷をできるだけ小さくするよう努めるなど、自らの行動をもって模範を示すことが求められています。

本項目では、事業者が事業活動において、本市の環境を保全し、創造する上で自ら行動すべき事項を示します。

(1) 「物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち」に向けて

- 廃棄物の発生・排出を抑制します。
 - ・製造・建設・流通などの各段階で発生する廃棄物の減量化を進めます。

- ・環境に配慮した製品や、リサイクルしやすい製品の製造・販売に努めます。

- 事業活動を通じて再使用や再生利用に努めます。

- ・繰り返し使用可能な梱包材を導入するよう努めます。
- ・資源化可能な製品の自主回収など資源循環の推進に努めます。

(2) 「市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち」に向けて

- エネルギーの効率的な利用を進めます

- ・太陽光や地中熱など再生可能エネルギーの導入をすすめます。
- ・建物の高断熱・高气密化、各種設備や輸送手段の高効率化を進め、消費エネルギーを削減します。
- ・省エネルギー化・省資源化に取り組むよう、従業員に対する環境教育を推進します。
- ・エコドライブの推進や、環境性能に優れた自動車の購入を検討します。
- ・事業者として、『デコ活』をはじめとした脱炭素につながる取組をできることから実践します。

- 環境に配慮した製品やサービスを消費者に提供するよう努めます。

- ・生産過程で排出する温室効果ガスの削減に努めます。
- ・製品の省エネルギー化に向けた性能の向上、消費やサービスの提供時に発生する温室効果ガスの削減に努めます。

(3) 「豊かな水や緑とともに生きるまち」に向けて

- 自然環境の保全に努めます。

- ・開発事業を実施する際は、事前に適正な環境影響評価を行います。
- ・天然林などの優れた自然を残すよう努め、開発の際は、代替となる森林の整備に努めます。

(4) 「身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち」に向けて

- 緑地の保全と適正管理に努めます。

- ・事業場の設置や増改築の際は、周辺環境との調和に配慮し、緑化に努めます。
- ・雑草や樹木が繁茂して生活環境が悪化しないよう、所有地を適正に管理します。

(5) 「良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち」に向けて

- 環境への負荷の低減に努めます。

- ・事業場からの排水や排出ガスを適正に管理し、規制基準を遵守します。
- ・化学物質の管理と情報提供を適正に行い、環境汚染を未然に防止します。

- 良好な生活環境の確保に努めます。

- ・事業を通じて発生する騒音や振動の低減に努めるとともに、作業を行う時間帯に配慮します。
- ・施設を適正に管理し、悪臭の発生防止に努めます。

(6) 「環境に配慮し行動する人をつくるまち」に向けて

- 事業者の社会的責任を認識し、自主的に行動します。

- ・取組方針や目標を設定し、自主的な環境管理に取り組みます。
- ・従業員に対する研修や環境教育を行い、環境意識の向上を図ります。

- 環境保全や環境学習の取組を通じて社会貢献に努めます。
 - ・清掃・植樹・外来種防除などの活動に事業者として参加します。
 - ・市民団体などの環境保全活動に対する参加・協力・支援を行います。

3 市の配慮事項

市は、旭川の環境を守り育てるため、本計画に定める環境の保全と創造に関する施策を着実に推進します。また、市民や事業者が行う環境配慮への取組を支援するとともに、率先的に取組を行うことで市民や事業者の模範となります。

本項目では、市が事務事業を遂行する際、本市の環境を保全し、創造する上で行動する事項を示します。

- 旭川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を実践します。
 - ・職員一人ひとりの地球温暖化対策に対する意識を高めるため、研修の実施や『デコ活』への積極的な参加を進めます。
 - ・市有施設のLED導入や環境に配慮した設備、機器の導入など、施設や設備などのハード面の省エネルギー対策を推進するとともに職場の照明や室温の管理、公用車の効率的な利用などのソフト面での省エネルギー対策を推進します。
 - ・市が主催するイベントでの適切な室温の管理や公共交通機関の利用の奨励、ごみの分別による廃棄物の減量化など温室効果ガス排出量の削減に努めます。
- 事業者の環境に配慮した取組を促進します。
 - ・業務委託や物品購入を行う際の業者選定において、環境保全に積極的に取り組む事業者を対象とした優遇制度を実施します。
- 職員の知識向上を図ります。
 - ・市民や専門家、環境保全団体との連携を強化するため、環境保全に係る職員の知識向上を図り、円滑な業務の遂行に努めます。

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

○庁内関係部局の連携と施策の調整を図るため「環境総合調整会議」を設置し、環境基本計画を着実に推進します。

2 計画の進行管理

○環境基本計画に定める施策の進捗状況について、目指す姿や定量目標との比較などにより点検・評価を行います。

○点検・評価の実施結果については、環境白書などを通じて公表します。

3 市民意見の反映

○「旭川市環境審議会」に環境基本計画に定める施策の進捗状況について報告を行い、意見を求め、それらの意見を施策に反映するなど、市民意見を踏まえた取組を進めます。

○旭川未来創造ポストなどに寄せられた、環境施策に対する市民・市民団体・事業者などからの意見・提案を施策へ反映することに努めます。

4 計画の見直し

○第8次旭川市総合計画との整合性を図り、4年ごとに、社会情勢の変化や環境問題に係る動向、計画の進捗状況などを踏まえ、課題の重要度を見極めながら、計画の見直しを行いました。

年度	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	9		
第8次旭川市総合計画 (12年間)	基本計画 (H28~R9)													
	推進計画 (H28~R1)			推進計画 (R2~R5)				推進計画 (R6~R9)						
旭川市環境基本計画 【第2次計画改訂版】 (12年間)	計画開始	施策の推進			中間見直し	施策の推進				中間見直し	施策の推進			最終目標

資料編

1 (省略)

2 (省略)

3 用語解説

主に本計画で使用している用語について解説しています。

あ行

●旭川市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

旭川市環境基本条例及び旭川市環境基本計画に基づき、市役所が自らの事務・事業において率先して環境への負荷の低減に努め、温室効果ガスの削減を図るための取組を定めた計画。

地球温暖化対策推進法で地方公共団体が策定を義務付けられた計画としても位置付けられている。

●アスベスト（石綿）

線状の鉱物。安価な工業材料としてスレート材、断熱材等、広範囲に使用されています。その繊維が極めて細いことから、人が呼吸器から吸入しやすいという特質をもち、石綿肺や中皮腫、肺がんなどの肺疾患を引き起こすことが知られている。

●硫黄酸化物（SO_x）

二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）など硫黄の酸化物の総称。石炭、石油などの化石燃料中に含まれる硫黄分が、燃焼の過程で酸素と結びつき生成される。

亜硫酸ガスと呼ばれており、のどや肺など呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあるほか、雨に溶けて酸性雨の原因ともなる。

●一酸化炭素（CO）

炭素又はその化合物が、不完全燃焼することにより発生する無色無臭の気体。

呼吸により肺に吸い込まれると、血液中のヘモグロビンと結びつき、酸素の供給能力が阻害され、中枢神経に障害が起こり、頭痛、めまい、吐き気などの症状が現れる。

●一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

一般家庭から排出される家庭ごみ、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物が含まれる。

●エコマーク

生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。

消費者が、暮らしと環境との関係について考え、環境に配慮された商品を選ぶための目安として役立てられることを目的としている。

●LED（エルイーディー）

Light Emitting Diodeの略称で「光る半導体」という意味であり、寿命が長い、消費電力が少ない、応答が早いなどの特徴をもっている。この特徴を照明に利用しているのがLED照明である。

●オゾン層

地上15～50km（成層圏）に存在するオゾン（O₃）濃度の高い大気層。太陽からの有害な紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護する役割を果たしている。

エアコンや冷蔵庫の冷媒として使用されていたフロンガスなどにより破壊され、南極上空にオゾン濃度が低い「オゾンホール」が観測されるなど、地上への影響が懸念されている。

(あ)

●温室効果ガス

太陽から地表に届いた熱を受けて、地表から放射される赤外線を吸収する作用の大きいガスの総称で、代表的なものとしては、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)などがある。

大気中のこれらのガスの濃度が上昇すると地表面からの熱放射が阻害され、地球温暖化が引き起こされるといわれている。

主要な温室効果ガスである二酸化炭素(CO₂)の大気中濃度は、産業革命などの工業化以前(1750年頃)の278ppmから、2018年には407.8ppmに達するとされており、急激な増加が見られる。

か行

●カーボンニュートラル

経済活動等に基づく温室効果ガス(二酸化炭素など)の「排出量」から植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

●外来種

他の国や地域などから人の活動によって持ち込まれた本来は生息していない生物。

もともと生息していた生物は「在来種」と呼んでいる。

外来種は生態系の破壊や農業等への被害が心配されるものがあり、その中でも急激かつ深刻な被害が懸念される国外由来の外来種は「特定外来生物」に指定されており、飼育・販売・放流等が法律で規制されている。

また、国内から持ち込まれた外来種としては、アズマヒキガエルなどがおり、北海道の「指定外来種」とされている。

●環境アドバイザー

本市が実施している環境アドバイザー派遣制度に登録している環境について知識や経験のある個人や環境保全に取り組む団体。

市民グループや学校などの自主的な学習

会や自然観察会などに、講師や指導者として派遣され、助言や支援を行っている。

●環境影響評価

周辺の自然環境に開発事業が環境に与える影響の程度と範囲、その防止対策について事前に調査、予測、評価すること。

開発によって失われた自然環境の回復や復元は著しく困難であるため、大きな影響を及ぼすおそれがある事業については、その規模などによって国や都道府県に意見を求め、勘案するよう環境影響評価法で定められている。

●環境基準

環境基本法に基づき定められた、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

現在は、大気汚染、水質汚濁(地下水を含む)、土壌汚染及び騒音(航空機騒音、新幹線鉄道騒音を含む)のそれぞれについて、基準が定められている。

●環境基本法

国の環境政策の根幹を定めた基本法で、環境保全に関する基本理念、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務を定めている。

また、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「環境基本計画」、人の健康保護及び生活環境を保全する「環境基準」「公害防止計画」など、環境の保全に関する施策の基本事項について定めている。

●環境教育

人間と環境の関わりについて理解と見識を深めることにより、環境保全活動へ参加する態度や環境問題解決に資する能力を育成するための教育。

幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校・地域・家庭・職場・野外活動の場など、多様な場において推進される。

(か)

●環境負荷

人が環境に与える負担。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

環境基本法では、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。

●環境保全活動

広く市民の参加を得て行う、地域の環境保全に重要な意義を有する活動。

事例として、地域で行われる資源リサイクル活動や植樹などの緑化活動、環境美化のためのごみ拾い、外来種の防除や身近な自然などについて理解を深めるための自然観察会などが挙げられる。

●気候変動適応法

既に生じている、あるいは、将来予測される気候変動の影響による被害の防止・軽減を国、地方公共団体、国民が連携して取組むための枠組みを定めた法律。

地球温暖化対策推進法が温暖化に対する緩和策であるのに対し、本法は適応を推進するためのものである。

●規制基準

事業活動及びその他の活動を行う者が遵守しなければならない許容限度を指す。

ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭等の発生についてそれぞれ基準が設定されており、ボイラーや焼却炉などから発生するばい煙、粉じんについては排出基準、工場や事業場からの排水については、排水基準という。

●揮発性有機化合物

常温常圧で空気中に容易に揮発する有機化合物の総称で、主に人工合成されたものを指す。

水より比重が大きい、粘性が低い、分解しにくい性質から、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。

また、大気中に放出されたものは光化学反応によってオキシダントや浮遊粒子状物質（SPM）の発生に関与していると考えられている。

●京都議定書

1997（平成9）年12月に京都で開催された、気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された議定書。

先進各国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

●グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質、デザインだけでなく、リサイクルされた原料を使用している、製造過程における温室効果ガス排出量が少ないなど、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

こうした行動が普及することで、環境負荷の低い製品の普及や消費活動による環境負荷の低減が期待される。

●光化学オキシダント（Ox）

工場や自動車から排出された大気中の窒素酸化物（NOx）や炭化水素などの大気汚染物質が、太陽光の紫外線を受け反応して発生する酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたもので、本市では高層大気から降下してきた天然のオゾンが多くの割合を占めると考えられている。

光化学スモッグ発生の原因であり、目や喉などの粘膜に影響を及ぼすおそれがある。

●公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これらに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路。

ただし、公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているものを除く。

さ行

●再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称で、化石燃料（石炭・石油）や原子力といった枯渇の恐れがあるエネルギー資源と対比して用いられる。

代表的なものは、太陽光、風力、水力、地熱などの自然エネルギーであり、廃棄物の焼却で得られるエネルギーも含まれる。

●産業廃棄物

事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物が定められている。

●酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨、雪、ガス、粒子などの降下物で、通常はpH（水素イオン濃度指数）5.6以下のものをいう。

生態系被害（湖沼の酸性化による生物の死滅、樹木の立ち枯れによる森林の荒廃など）や人の生活への被害（建造物のコンクリートや金属部分の溶解など）が認められている。

●ジオパーク

科学的に貴重な地質や景観などの「地質遺産」を保護し、教育やツーリズムなどの推進に活用し、地域の持続可能な発展につなげることを目的としている。

日本国内のジオパークは令和5（2023）年3月現在で46地域が認定されている。

●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる、資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会。

循環型社会形成推進基本法では、「廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物のうち有用なものは循環的な利用が促進され、循環的な利用が行われない廃棄物については適正な処分が確保される、天然資源の消費を抑制した、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定められている。

●省エネルギー

エネルギーを節約すること。または、より少ないエネルギーで社会的・経済的な効果を得られるようにすること。

具体的な手法としては、不要な機器の停止や温度・照度の設定見直し、設備・機器の補修、効率的な設備への取替えなどが挙げられるが、日常生活でそれらを使用する市民一人ひとりの意識が最も重要である。

●浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備。

下水道整備計画のない地域での水質汚濁や悪臭の防止など、環境改善を図る有効な手段である。

●硝酸性・亜硝酸性窒素

化合物の中に硝酸塩・亜硝酸塩として含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオン、亜硝酸イオンとして存在している。

肥料、家畜ふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたものが富栄養化の原因となっている。

作物の吸収量を超える過剰な肥料投入や家畜ふん尿の不適正な管理によって地下水の富栄養化が生じた場合、湿地帯など貧栄養を前提とした自然環境への影響が懸念される。

(さ)

●水源地

雨水を吸収・貯留し、地下水として少しずつ川に流す作用が期待される、森林や土壌が広がる地域。様々な動植物の生息地として重要であるとともに、都市部における洪水や濁水を防止する機能をもつ。

●スマートコミュニティ

家庭やビル等の電力の需要と供給を見える化し、情報通信や蓄電池の技術を活用したエネルギーマネジメントを実現することによって、「エコで快適」「安全・安心」な暮らしが持続するまちのこと。

●3R（スリーアール）

ごみを減らし、循環型社会を作っていくための取組である、廃棄物の発生抑制（Reduce:リデュース）、再使用（Reuse:リユース）、再生利用（Recycle:リサイクル）の頭文字を取って表したもの。

発生抑制は「廃棄物の発生を減らすこと」、再使用は「使用済みのものを繰り返し使用すること」、再生利用は「使用済みのものを原材料として利用すること」を意味している。

●生物多様性

「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」で構成される、多種多様な生物が様々な環境で生息している状態を指す。

私たち人間もその一部として、空気・水・農業・文化など様々な面で生物多様性の恩恵を受けているが、産業革命に端を発する人間の活動規模の急激な拡大に伴い絶滅種や絶滅危惧種が急激に増加するなど、世界規模で生物多様性の損失が進行している。

すべての生物種は他の生物種と微妙なバランスの下で関わり合いながら成立していることを認識し、人間社会が持続可能な発展を遂げていくためには、その基盤である生物多様性の保全が極めて重要である。

●世界自然遺産

世界遺産条約に基づき世界遺産リストに登録される遺産のカテゴリーの一つ。

自然遺産に登録されるためには4つの評価基準「自然美」「地形・地質」「生態系」「生物多様性」のいずれかを満たす必要があるが、令和元（2019）年現在、213か所が登録されている。

日本国内では平成5（1993）年に登録された「屋久島」と「白神山地」に続き、平成17（2005）年に「知床」が、平成23（2011）年に「小笠原諸島」、令和3（2021）年に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が登録されています。

自然遺産の価値を将来にわたって維持するためには適切に保護管理されていることが必要であり、世界自然遺産地域は、国が責任をもって管理できる国立公園、自然環境保全地域、森林生態系保護地域、天然記念物など、国の法律や制度等に基づく保全措置が講じられている。

●雪水冷熱

雪や氷が持つ冷熱エネルギーのことであり、建物の冷房や農産物の冷蔵等の熱源として利用することができる。

冬期間の雪氷を有効利用でき、二酸化炭素の発生も伴わないことから、積雪寒冷地域における有効な再生可能エネルギーとして活用が可能である。

●絶滅危惧種

さまざまな要因により個体数が減少し、絶滅の危機に瀕している種・亜種を指す。

自然の状態であっても進化の過程で種の絶滅が起きることはあるが、近年、さまざまな人間活動の影響により、かつてない速さと規模で進んでいる絶滅が問題となっており、地球環境保全上の重要な課題となっている。

た行

●ダイオキシン類

人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質で、「ダイオキシン類対策特別措置法」では有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾパラジオキシン

(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の3物質を「ダイオキシン類」と定義している。

発生源となる廃棄物焼却炉などからの排出が規制されている。

●地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象。

海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収し貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

●脱炭素社会

2050年までに目指す、温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡(カーボンニュートラル)が達成されている社会。

●地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)

地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

温暖化防止に向け、温室効果ガス排出量の国としての削減目標を地球温暖化対策計画で定め、その達成に向けた国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにするものである。

●地産地消

地域で生産されたものを地域で消費すること。

生産者による新鮮な地場産品の直売や生産者等と消費者の交流活動など多様な取組が展開されている。

消費者と生産者の相互理解を深め、地域の農業や経済の発展に寄与するとともに、輸送に伴うコストの低減や二酸化炭素の排出削減など、環境負荷の低減に貢献すると考えられている。

●窒素酸化物(NOx)

一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)など窒素の酸化物の総称。

工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であり、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。

窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっているほか、一酸化二窒素(N₂O)は、温室効果ガスの一種でもある。

は行

●バイオマス

光合成によって作り出される再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを指す。

廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥などの廃棄物系バイオマス、稲わら・麦わら・もみ殻等の農業廃棄物や林地残材(間伐材、被害木等)などの未利用バイオマスがある。

大気中の二酸化炭素を吸収し生成した資源であるため、カーボンニュートラルの考え方から、利用の拡大が検討されている。

(は

●パリ協定

平成27(2015)年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された、2020年以降の温暖化防止の新たな枠組み。「産業革命前からの地球平均気温の上昇を2°Cより十分下方に保持する」ことを主な目的とした温室効果ガスの排出削減「緩和」や気候変動の悪影響への対処「適応」などについて規定している。

京都議定書に代わる、すべての国が参加する公平かつ実効的な新しい法的枠組みとして発効された。

日本はCOP21の開催に先立ち「2030年度に2013年比で温室効果ガスを26%削減する」との約束草案を提出している。

●ppm(ピーピーエム)

ごく微量の物質の濃度や含有率を表す単位で、百万分の1を意味する。

例えば、空気1立方メートル中に1立方センチメートルの物質が含まれている場合には、この物質の濃度が1ppmに相当する。

●微小粒子状物質(PM2.5)

物質の燃焼などで発生するSPM(浮遊粒子状物質)のうち、大きさが2.5 μ m

(1mmの400分の1)以下のものを指す。

粒子が非常に小さいため、人体の呼吸器系に及ぼす影響がSPMよりも大きいと考えられている。

●附属機関

法律又は条例の定めるところにより、行政執行の前提として必要な調停・審査・審議又は調査等を行うことを目的に設置される機関。

環境部は、環境基本計画や環境の保全及び創造に関する基本的事項等について調査・審議を行う「旭川市環境審議会」、一般廃棄物減量化を推進するための方策に関する事項を審議する「旭川市廃棄物減量等推進審議会」、廃棄物処分場の維持管理や

周辺地域の環境保全、地域の安全な住民生活の確保に関する事項について調査検討を行う「旭川市廃棄物処分場環境対策協議会」、中園廃棄物最終処分場の維持管理や周辺地域の環境保全、地域の安全な住民生活の確保に関する事項について調査検討を行う「中園廃棄物最終処分場監視委員会」がある。

●不法投棄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とされており、この規定に違反して廃棄物を投棄することを「不法投棄」という。

山林や河川敷地など人目につかない場所に投棄されることが多く、環境汚染の一因となっている。

●浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊しているばいじんや粉じん、自動車の排出ガスに含まれるカーボン粒子などの中でも、粒径10 μ m(1メートルの十万分の1の長さ)以下の粒子状の物質。

人体に対しては、気管や肺まで到達することで、呼吸器系に影響を及ぼすおそれがある。

●フロン類

特定フロン(CFC:クロロフルオロカーボン, HCFC:ハイドロクロロフルオロカーボン)と代替フロン(HFC:ハイドロフルオロカーボン)を指す。

冷蔵庫やエアコンの冷媒に使われていた前者によるオゾン層破壊が明らかとなり、オゾン層を破壊しない後者への転換が進められてきたが、両者ともに高い温室効果を持つため、フロン排出抑制法に基づき回収・破壊が義務付けられている。

なお、近年ではフロン類を使用しない冷蔵庫やスプレー缶が実用化され、「グリーン購入」の一環として普及が進められている。

ま行

- μ g (マイクログラム)
- μ m (マイクロメートル)

「 μ (マイクロ)」は百万分の1を意味する接頭語で、物質の質量を示す単位“g (グラム)”と組み合わせることで、1グラムの百万分の1の量 (1×10^{-6} g) を意味する。

同様に、物質の長さを示す単位“m (メートル)”と組み合わせることで、1メートルの百万分の1の量 (1×10^{-6} m) を意味する。

●モニタリング

大気や水質の継続観測、植生の経年的調査、気候変動による生物種の構成や外来種と在来種の分布など、一定の調査手法で長期にわたり継続監視することで、その変化を把握すること。

継続することに意味があるため、調査費用の低減が求められることが多く、機械力の導入や簡便な調査手法などの技術開発を進めながら計画的に実施する必要がある。

や行

●野生鳥獣の保護管理

野生鳥獣の保護管理は生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、以下のとおり行うことを指す。

保護とは、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう。

管理とは、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

野生鳥獣の生息数を正確に把握することは難しいため、モニタリングによって施策

の妥当性を検証しつつ、軌道修正を繰り返すという順応的な保護管理を行う必要がある。

ら行

●緑被率

樹木や草本類などの緑で覆われた土地の面積の占める割合を示したもの。

平面的な緑の量を把握するための指標で、都市計画などに用いられる。